

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ペルー	新ヱカラ国際橋建設計画のため の贈与に関する日本国政府とペ ルー共和国政府との間の交換公 文	新ヱカラ国際橋建設計画を実施するために必要な詳 細設計に必要な役務の供与	19,000千円 H20.3.25まで	H19.3.26 リマで (同日)	日本側 渡邊利夫在ペルー 臨時代理大使 ホセ・アントニ オ・ガルシア・ベラウレン デ外務大臣	H19.4.6 239号
ペルー	新ヱカラ国際橋建設計画のため の贈与に関する日本国政府とペ ルー共和国政府との間の交換公 文	新ヱカラ国際橋建設計画を実施するために必要な 1. 橋梁 ^{ポント} 及び取付道路の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	574,000千円 (H19年度 140,000千円) H20.3.31まで (H20年度 328,000千円) H21.3.31まで (H21年度 106,000千円) H22.3.31まで	H19.12.13 リマで (同日)	日本側 石田仁宏在ペルー 大使 ペルー側 ホセ・アントニ オ・ガルシア・ベラウレン デ外務大臣	H20.1.7 3号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。